

災害対策について

対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立病院機構

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																										
<p>1 地方独立行政法人 大阪府立病院機構について</p> <p>(1) 地方独立行政法人 大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、府域における医療水準の向上を図り府民の健康の維持及び増進に寄与することを目的に、平成18年に5つの医療施設を運営する地方独立行政法人として設立。 <p>(2) 本部事務局及び各センターの概要と災害時の役割</p> <table border="1" data-bbox="261 625 1952 1157"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基本的な機能</th> <th>災害時の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局 (以下「本部」という。)</td> <td>法人の事務の総合調整 など</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各センターの被害状況の把握 大阪府との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td>大阪急性期・総合医療センター (以下「急性期C」という。)</td> <td>救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療 など</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基幹災害拠点病院(※1) </td> </tr> <tr> <td>大阪はびきの医療センター (以下「はびきのC」という。)</td> <td>呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおける大阪府域の中核病院としての専門医療及び合併症医療 など</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) </td> </tr> <tr> <td>大阪精神医療センター (以下「精神C」という。)</td> <td>精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 など</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点精神科病院(※3) 特定診療災害医療センター(※2) </td> </tr> <tr> <td>大阪国際がんセンター (以下「がんC」という。)</td> <td>がんに関する診断、治療及び検診 など</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) </td> </tr> <tr> <td>大阪母子医療センター (以下「母子C」という。)</td> <td>妊産婦・胎児・新生児及び小児に対する高度・専門的医療 など</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)災害時に患者の受入れやDMA Tの受入れ・派遣などの地域災害拠点病院の機能に加え、大阪府全体の被災状況の把握や支援にきたDMA Tの調整機能を担うとともに平常時には災害拠点病院等に対する研修を行う。</p> <p>(※2)災害時に、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児・周産期医療、精神疾患、がん医療等の専門診療を行う。</p> <p>(※3)災害時に地域で精神科医療提供について中心的な役割を担い、D P A Tの派遣機能を有する。</p> <p>2 本部及び各センターにおける事業継続計画（以下「BCP」という。）について</p> <p>(1) 策定及び改訂状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人法の改正（平成30年4月1日施行）に伴い業務方法書にBCPの策定を記載すべきとの国の見解が示されたことや大阪府北部地震（平成30年6月）が発生したことから、平成30年10月に各センター等のBCPを策定することが決定。（急性期C及び精神Cはそれ以前に策定済み。） <table border="1" data-bbox="299 1528 1914 1801"> <thead> <tr> <th></th> <th>策定</th> <th>改訂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>平成31年4月</td> <td>令和元年11月、12月、令和3年10月、令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月</td> </tr> <tr> <td>急性期C</td> <td>平成29年7月</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>はびきのC</td> <td>平成31年3月</td> <td>令和6年10月</td> </tr> <tr> <td>精神C</td> <td>平成30年1月</td> <td>平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月</td> </tr> <tr> <td>がんC</td> <td>平成31年4月</td> <td>令和5年1月、令和6年10月</td> </tr> <tr> <td>母子C</td> <td>平成31年3月</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基本的な機能	災害時の役割	本部事務局 (以下「本部」という。)	法人の事務の総合調整 など	<ul style="list-style-type: none"> 各センターの被害状況の把握 大阪府との連絡調整 	大阪急性期・総合医療センター (以下「急性期C」という。)	救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療 など	<ul style="list-style-type: none"> 基幹災害拠点病院(※1) 	大阪はびきの医療センター (以下「はびきのC」という。)	呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおける大阪府域の中核病院としての専門医療及び合併症医療 など	<ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) 	大阪精神医療センター (以下「精神C」という。)	精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 など	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点精神科病院(※3) 特定診療災害医療センター(※2) 	大阪国際がんセンター (以下「がんC」という。)	がんに関する診断、治療及び検診 など	<ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) 	大阪母子医療センター (以下「母子C」という。)	妊産婦・胎児・新生児及び小児に対する高度・専門的医療 など	<ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) 		策定	改訂	本部	平成31年4月	令和元年11月、12月、令和3年10月、令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月	急性期C	平成29年7月	毎年	はびきのC	平成31年3月	令和6年10月	精神C	平成30年1月	平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月	がんC	平成31年4月	令和5年1月、令和6年10月	母子C	平成31年3月	—	<p>1 B C Pに記載した業務が実際に対応可能か訓練により検証を行うことが重要であるが、各センター等の訓練内容に精粗がある。</p> <p>また、策定後、一度も検証や改訂をしていないセンターがあるなど、B C Pの検証・改訂頻度に差が生じている。</p> <p>これらを病院機構として把握していない。</p> <p>2 病院機構では、医薬品、診療材料等の調達等や給食業務について、事業者へ委託している。災害時にも委託事業者がその機能を継続することが重要であるが、委託事業者のB C Pやその運用状況について十分に確認ができていないセンターがある。</p> <p>3 本部のB C Pでは、本部職員の各センターへの応援については示されているが、センター間での医師・看護師等の応援や医薬品等の物資の融通などの組織的な体制や具体的な行動計画が検討・策定されていない。</p>	<p>1 各センター等において、実効性のあるB C Pとするため、訓練の実施によりB C Pの一層の充実を図られたい。</p> <p>本部は各センターのB C Pの運用・検証状況について把握し、管理を行うとともに、B C Pの充実に向け、好事例の共有を行うなど、病院機構としてのマネジメントの強化を図るよう検討されたい。</p> <p>2 医薬品等納入事業者や給食事業者など病院の事業継続に重要な役割を果たす委託事業者におけるB C Pの内容や運用状況を定期的に確認するとともに、必要に応じてB C Pの充実を委託事業者に求めることを検討されたい。</p> <p>3 災害時におけるセンター間での応援体制や医薬品等の物資の融通などに関する具体的な行動計画の策定を検討されたい。</p>
名称	基本的な機能	災害時の役割																																										
本部事務局 (以下「本部」という。)	法人の事務の総合調整 など	<ul style="list-style-type: none"> 各センターの被害状況の把握 大阪府との連絡調整 																																										
大阪急性期・総合医療センター (以下「急性期C」という。)	救命救急医療、循環器医療等緊急性の高い急性期医療 など	<ul style="list-style-type: none"> 基幹災害拠点病院(※1) 																																										
大阪はびきの医療センター (以下「はびきのC」という。)	呼吸器疾患、アレルギー疾患、結核・感染症などにおける大阪府域の中核病院としての専門医療及び合併症医療 など	<ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) 																																										
大阪精神医療センター (以下「精神C」という。)	精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 など	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点精神科病院(※3) 特定診療災害医療センター(※2) 																																										
大阪国際がんセンター (以下「がんC」という。)	がんに関する診断、治療及び検診 など	<ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) 																																										
大阪母子医療センター (以下「母子C」という。)	妊産婦・胎児・新生児及び小児に対する高度・専門的医療 など	<ul style="list-style-type: none"> 特定診療災害医療センター(※2) 																																										
	策定	改訂																																										
本部	平成31年4月	令和元年11月、12月、令和3年10月、令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月																																										
急性期C	平成29年7月	毎年																																										
はびきのC	平成31年3月	令和6年10月																																										
精神C	平成30年1月	平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月、令和4年3月																																										
がんC	平成31年4月	令和5年1月、令和6年10月																																										
母子C	平成31年3月	—																																										

- ・はびきのCでは、令和5年度以前は感染症及び呼吸器専門病院としての新型コロナウイルス感染症への対応並びに新施設の移転準備のため、BCPの点検・検証は実施出来ていなかった。
- ・母子Cでは、各部署においてBCPにも記載されている災害時の行動を定めた行動計画は随時更新していたが、BCPの改訂は出来ていなかった。

(2) BCP訓練(※)の実施状況(令和3年度～令和5年度)

	実施状況
本部	・安否確認システムの入力訓練(令和3年度:4回、令和4年度:3回、令和5年度:5回)
急性期C	・災害を想定したBCPに基づく訓練(年1回) ・安否確認入力訓練(月1回)
はびきのC	・安否確認システムの入力訓練(令和3年度:1回、令和4、5年度:コロナにより実施なし)
精神C	・安否確認システムの入力訓練(令和3年度:1回・令和4年度:1回) ・安否確認システムの入力訓練・各部署による被害状況報告書の提出訓練(令和5年度:1回)
がんC	・災害を想定したBCPに基づく訓練(年1回。安否確認システムの入力訓練を含む。)
母子C	・災害を想定したBCPに基づく訓練(年1回。安否確認システムの入力訓練を含む。)

(※)BCP訓練とは、策定したBCPが有効に機能するかを検証し、緊急時の対応力を向上させるための取組

3 災害時の医薬品や診療材料などの確保について

(1) 医薬品や診療材料等の確保

- ・本部が、5センターで取り扱う医薬品・検査試薬・診療材料及び消耗品の価格交渉も含めた調達から院内物流、在庫管理までを一括して事業者(以下「医薬品等納入事業者」という。)に委託している。委託仕様書では「大規模事故、災害等の緊急時においても、5センターの事業継続計画(BCP)に沿って、必要な物品の確保を迅速に行うこと。」と規定している。
- ・災害時、医薬品等納入事業者は、保有する備蓄倉庫や契約している他の施設から融通するなどにより対応する。加えて、他の地区(関東・山陰・山陽等)からのバックアップなどにより医薬品等供給体制を確保している。
- ・本部は、医薬品等納入事業者における医薬品等の確保体制について、医薬品等納入事業者が作成した災害時対応マニュアルを基に確認している。

(2) 患者用食料の確保

- ・各センターにおいて3日分の食料を備蓄している。
- ・また、患者への給食業務については、民間事業者へ委託しており、委託事業者はいずれもBCPを策定しており、各センターによる確認状況は以下のとおりであった。

	委託事業者BCPの確認状況等
急性期C	・令和5年度以前は確認していなかった。今後、毎年1回の確認を行うとともに共同での災害訓練を次年度以降実施する予定。
はびきのC	・確認しているが、想定される災害レベル等によってシチュエーションが変わることもあり、本稿で充足しているかどうかの判断には至っていない。今後、委託事業者との具体的な協力体制や災害訓練の合同実施等も検討していく。
精神C	・BCPの内容は確認していないが、委託事業者の緊急連絡表や管理体制などを記載した「緊急時対応基本骨子」を提出させ、その内容が精神CのBCPに沿った内容であることを確認している。
がんC	・確認している。食材供給対策として他エリアの物流センターからのバックアップや、ライフライン復旧前後において非常食を輸送する体制が構築されていることを確認している。
母子C	・確認している。「本社での代替調理」「代替食の提供」などを事業継続の方針とし、「支援人員の投入」や「搬送用車両の確保」など、事業継続方針を実行するための対策について確認している。

<p>4 病院機構としての災害対策に関する取組について</p> <p>(1) 各センターのBCPの運用・検証状況の把握等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部は、各センターのBCPの研修、訓練、点検・検証などの実施状況について把握しておらず、これらの管理も行っていない。 病院機構では、各センターのBCPや訓練等の好事例について、情報共有は行っていない。また、病院機構全体で災害対策についての検討を定期的に行う体制はなく、必要に応じ、理事会、役員懇談会、事務局長会議で病院機構の方針について議論等を行っている。 <p>(2) 災害時のセンター間での医師・看護師等の応援体制や物資の融通について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部BCPでは、必要に応じ本部職員を各センターへ派遣する旨が規定されているが、センター間における医師や看護師等の組織的な応援体制や食料や医薬品等の物資の融通に関する事項については、規定されておらず、検討もされていない。 		
<p>措置の内容</p>		
<p>1 BCPの運用・検証状況の把握等について、次の措置を講じた。</p> <p>(1) 本部はBCPの運用・検証状況の把握等を行うため、各センター及び本部（以下「各センター等」という。）の災害担当で構成する災害対応担当者会議を設け、大阪府立病院機構におけるBCPの充実等についてのルール（以下「機構ルール」という。）について検討を行い、令和7年7月9日の理事長、本部事務局長及び各センター事務局長が病院運営に係る主要課題の検討等を行う事務局長会議において、次のとおり定めた。</p> <p>ア 本部は各センターからBCPの提出を受け改訂状況を把握することとし、各センター等がBCPの充実を図る参考となるよう病院機構内のポータルサイトに掲示の上、機構全体でBCPの情報共有を行った。また、各センターはBCPの更新を行った場合は速やかに本部に報告を行い、報告を受けた本部は病院機構内のポータルサイトを更新し、その旨を各センターに周知することとした。</p> <p>イ 各センター等は、年に1度以上は訓練の実施に基づいたBCPの検証を行うこととし、必要に応じて改訂することとした。 また、本部は、各センターに訓練実施計画、BCPの点検結果及び改訂状況の報告を求め、報告の内容を確認するとともに、病院機構内のポータルサイトに掲示し共有を図ることとした。</p> <p>ウ 各センター等は、安否確認システムの入力・報告の訓練に加え、実際に災害を想定し、職員自身が役割や行動を確認できる訓練を年に1度以上実施することとした。 また、本部は、訓練内容の精粗の是正につなげるため、各センターに訓練実施状況の報告を求め、報告の内容を確認するとともに、病院機構内のポータルサイトに掲示し共有を図ることとした。</p> <p>エ 機構全体で継続して災害対策に取り組むよう、年に1度、理事長、理事及び監事が法人全般の重要事項に関して検討を行う目的で開催する役員懇談会並びに事務局長会議において、各センター等のBCPの点検結果、改訂状況、訓練の実施状況を確認することとした。</p> <p>(2) 好事例の共有の観点から、令和7年度は、基幹災害拠点病院である大阪急性期・総合医療センター及び特定診療災害医療センターである大阪はびきの医療センターでの災害訓練の見学会を実施した。</p> <p>2 機構ルールとして、各センター等は年に1度以上委託事業者のBCPの確認を行うこととし、必要に応じて委託事業者にBCPの充実（改訂）を求めることとした。 また、本部は、各センターに委託事業者のBCPの確認結果及び改訂状況の報告を求め、報告の内容を確認するとともに、病院機構内のポータルサイトに掲示し共有を図ることとした。</p> <p>3 改善を求める意見を受け、応援体制や医薬品等の物資の融通などの具体的な行動計画について対応を検討するため、災害対応担当者会議の場やBCP作成支援の専門コンサルタントの助言を得て検討を行った。しかしながら、大阪府内に点在する各センターの人的・物的被害を予測し、異なる専門性を持つセンター間の具体的な対口支援を予め定めることが難しいことから、本部事務局の調整機能を明確にするため本部BCPにセンター間での応援体制等の項目を設ける改訂を行い、事務局長は、被害、影響の大きなセンターからセンター間での医師等の職員や医薬品等の物資の融通に関して要請があった場合等は、関係センターの状況と併せて、理事長に報告し、センター間での応援体制等について理事長の指示を仰ぎ対応することとした。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和6年12月19日、事務局：令和6年10月4日から同月16日まで）